

平成 30 年第 2 回稲城市教育委員会定例会

1 平成 30 年 2 月 9 日、午前 10 時から、消防署講堂において、平成 30 年第 2 回稲城市教育委員会定例会を開催する。

1 出席委員は、次のとおりである。

小野 好江  
城所 正彦  
今泉 浩史  
澁谷 香織  
小島 文弘

1 出席説明員は、次のとおりである。

教育部長	石田 昭男
教育指導担当部長	渡辺 恭秀
教育総務課長	大塚 広満
指導課長	岸 知聡
生涯学習課長	関口 美鈴
体育課長	安藝 宏延
学校給食課長	佐藤 知子
図書館課長	稲田 基樹

1 職務のため出席する職員は、次のとおりである。

教育総務課教育総務係長 斎藤 晃二  
教育総務課教育総務係 鈴木 奏子

1 会議に付された事項は、次のとおりである。

- (1) 日程第 1 会議録署名委員の指名
- (2) 日程第 2 会期の決定
- (3) 日程第 3 教育行政報告
- (4) 日程第 4 第 1 号議案  
「平成 30 年度稲城市公立学校管理職（校長・副校長）の人事について」
- (5) 日程第 5 第 2 号議案  
「稲城市社会教育委員の委嘱について」
- (6) 日程第 6 報告事項

委員長 ただいまから、平成30年第2回稲城市教育委員会定例会を開催いたします。  
それでは、日程第1 本日の「会議録署名委員」について、お諮りいたします。  
前例に従いまして、委員長指名といたしたいと思っております。ご異議ございませんでしょうか。

( 異議なしの声あり )

委員長 ご異議なしと認めます。よって、本日の会議録署名委員は、澁谷委員をお願いいたします。

次に、日程第2 「会期の決定」について、お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日1日とすることにご異議ございませんでしょうか。

( 異議なしの声あり )

委員長 ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日と決しました。  
教育長から教育行政報告の申し出がございます。

日程第3 「教育行政報告」を教育長よりお願いいたします。

[教育行政報告]

教育総務課長 1 教育委員会後援名義について  
2 平成30年2月東京都市教育長会庶務課長会定例会について  
3 平成29年度稲城市教育委員会児童・生徒表彰審査会について

学務課長事務  
取扱教育部長 1 平成30年1月分不登校による欠席児童・生徒数について  
2 平成29年度第3回稲城市立学校給食共同調理場運営委員会について  
3 児童・生徒数、学級数(平成30年2月1日現在)について

指導課長 1 担当者事業について  
2 推進事業について  
3 研修事業について  
4 その他について  
5 教育センター関係について

生涯学習課長 1 社会教育活動の振興について  
2 芸術文化活動の振興について

- 3 成人式関係について
- 4 文化財の保護と普及について
- 5 生涯学習推進事業について
- 6 学校施設コミュニティ開放事業について
- 7 放課後子ども教室参加状況について
- 8 公民館主催事業の実施状況について
- 9 iプラザの主な主催事業の実施状況について
- 10 平成30年1月生涯学習課利用統計について

- 体 育 課 長
- 1 スポーツ推進委員協議会関係について
  - 2 市立公園内体育施設管理運営について
  - 3 社会体育施設管理運営について
  - 4 学校開放事業について
  - 5 体力づくり運動推進事業について

- 学校給食課長
- 1 学校給食共同調理場衛生管理研修会について
  - 2 大空町との交流給食について
  - 3 学校給食野菜に関する圃場見学会について
  - 4 多摩地区学校給食共同調理場連絡協議会給食運営管理研究部会について
  - 5 平成29年度学校給食安全・衛生管理研修会について
  - 6 多摩地区学校給食共同調理場連絡協議会献立研究部会について

- 図 書 館 課 長
- 1 市主催事業について
  - 2 中央図書館主催事業(SPC運営)について
  - 3 分館の主催事業について
  - 4 城山体験学習館の主な事業について
  - 5 地域との連携について
  - 6 図書館の利用状況(平成30年1月)について

委 員 長      はい、ありがとうございました。

教育行政報告が終わりました。

次に、日程第4 第1号議案「平成30年度稲城市公立学校管理職（校長・副校長）の人事について」及び、日程第5 第2号議案「稲城市社会教育委員の委嘱について」を議題といたします。

第1号議案、第2号議案は人事案件であることから、秘密会といたしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか

( 異議なしの声あり )

委員長 ご異議なしと認めます。よって、第1号議案及び第2号議案は、秘密会といたします。

本秘密会においては、関係者以外の退席を求めます。  
暫時休憩いたします。

( 暫時休憩 ) ※関係者以外の職員と傍聴者は退席する。

(これより第1号議案及び第2号議案は秘密会)

---

秘密会議録は別紙

---

(これにて第1号議案及び第2号議案の秘密会は終了)

委員長 再開いたします。

これより、第1号議案「平成30年度稲城市公立学校管理職（校長・副校長）の人事について」を採決いたします。

本案を、原案のとおり可決することに、賛成の委員の挙手を求めます。

( 挙手全員 )

委員長 挙手全員であります。よって、第1号議案は原案のとおり可決いたしました。

次に、第2号議案「稲城市社会教育委員の委嘱について」を採決いたします。

本案を、原案のとおり可決することに、賛成の委員の挙手を求めます。

( 挙手全員 )

委員長 挙手全員であります。よって、第2号議案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第6「報告事項」です。本日の報告事項は2件です。

「学校施設におけるトイレ整備指針の制定について」を教育総務課長より、「平成28年度稲城市学校給食費決算報告書について」を学務課長事務取扱教育部長より、説明をお願いいたします。

それでは、教育総務課長お願いいたします。

それでは、教育総務課からは、学校施設におけるトイレ整備指針の制定についてご報告申し上げます。

家庭用のトイレや公共施設のトイレの便器につきまして洋式化が進む中、校舎や体育館などの学校施設については便器の洋式化が遅れており、稲城市の小中学校の便器の洋式化率は、約五割にとどまっております。

このような状況の中、稲城市では、大規模改修工事を行う際、あるいは、平常時の学校におきまして修繕を行う際に、トイレの洋式化を行っている状況でございます。

また、障害がある方や性的少数者の方の利用、学校施設が災害時の避難所に指定されていることなどから、トイレのバリアフリー化を進めている状況でございます。これまで稲城市では、トイレのバリアフリー化につきまして、大規模改修工事を行う際に、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、以下バリアフリー法と呼ばせていただきますが、多目的トイレを設置するなどの整備を行ってきておりますが、便器の洋式化につきましては、大規模改修の都度、学校や教育総務課、市建築担当課と協議を行って、洋式化の割合を決定してきたところでございます。

以上のように、便器の洋式化やバリアフリー化などのトイレ整備につきまして、稲城市教育委員会として、統一した基準がなかったことから、学校施設の環境を統一することを目的にしまして、学校施設におけるトイレ整備指針を制定するものでございます。

2、便器の洋式化。学校施設のトイレの便器については、洋便器を基本とする。ただし、当分の間、児童・生徒等が日常的に過ごす校舎については、一つの階に一つ以上、和便器を整備する。なお、既に設置されている洋便器を和便器とする整備は行わない。

3、トイレのバリアフリー化。校舎に一つ以上、多目的トイレ等を整備する。また、災害発生時の避難所となる体育館については、体育館利用者が支障なく利用できる場所に、多目的トイレ等を一つ以上整備する。

こちらの、2の校舎については、一つの階に一つ以上、和便器を整備するという割合を決めた根拠でございます。まずは、子供たちがトイレに関して、どのような状況でこういった情報があるのか、調査することが優先であると考えました。

資料4ページ目をごらんください。こちらが、去る平成29年10月に、児童・生徒及び教職員を対象としました、トイレの和便器・洋便器に関するアンケート調査を実施いたしました。調査対象は、既成市街地の小中学校、ニュータウンの小中学校の各1校ずつ。六小と若小と四中と六中ですけれども、教職員及び、小学校は1年生から6年生まで、中学校は1年生から3年生までを対象といたしました。

調査内容につきましては、A、学校において日常的に使用している洋便器、和便器の状況。B、自宅における洋便器、和便器の状況。C、学校における和便器の設置規模の3項目に分けて実施をいたしました。

これらの調査結果でございますが、5ページ目のグラフをご覧ください。

グラフ2、自宅における洋便器、和便器の状況では、ほとんどの家庭のトイレは洋便器であることが、おわかりいただけるかと思えます。

次に、グラフ1とグラフ3を、男子トイレ、女子トイレごとに分析しますと、まず男子トイレについては、グラフ1の、学校において日常的に使用している洋便器、和便器の状況では、和便器を使用との回答は7.1%であり、洋便器を使用との回答は66.4%となっており、その多くは、洋便器を使用しております。

このようなことから、便器については、洋便器を希望とすることとしました。一方、この回答から、和便器はもう必要ないと考える方が大多数となることが推測されますが、グラフ3の、学校における和便器の設置希望では、学校に和便器は必要ないと回答は1位ではあるものの、その割合は50.2%でございます。一カ所に一つ必要が22.4%、フロアに一つが13.9%、学校に一つが8.4%などと、合わせて、和便器が少なからず必要と考える方が44.7%となっております。

このように、和便器を使用との回答が1割以下にも関わらず、和便器を必要と考える方が4割以上いること、男子トイレ一カ所における便器の設置数が、小便器等もありますので少ないこと、和便器の利用者の利便性などを考慮しまして、男子トイレについては、児童・生徒等が日常的に過ごす校舎に一つの階に一つ以上、和便器を整備するということといたしました。

次に、女子トイレにつきましては、グラフ1にお戻り下さい。学校において日常的に使用している洋便器・和便器の状況では、和便器を使用との回答が17.7%でございます。洋便器を使用との回答は41.3%となっており、和便器も、男子よりは比較的使用されているということがわかります。

また、グラフ3の、学校における和便器の設置規模では、一カ所に一つ必要が41.3%、フロアに一つが20.1%、学校に一つが5.4%となっておりまして、和便器を必要と考える方が66.8%となっております。

このようなことから、女子トイレにつきましては、洋便器を基本としまして、一つのトイレに複数個の便器を設置する場合は、現在の学校施設の女子トイレは、和便器の割合がまだ高いということ、洋便器がないから、和便器しかないから使っているみたいな形もあろうかと思えます。

自宅のトイレの洋式の割合がもう9割以上ということ considering、将来的には女子トイレにおける和便器の必要性は、今回の調査よりも低く想定しまして、教育委員会指針では、中長期的な視野も考慮しまして、女子トイレについても男子トイレと同じように、一つの階に一つ以上、和便器を整備すると

ということといたしました。

次に、1 ページ目の指針にお戻りいただいて、バリアフリー法上では、学校施設のトイレのバリアフリー化については、努力義務となっておりますけれども、学校施設のバリアフリー化を進めるために、校舎一つ以上を、多目的トイレ等を整備することといたしました。

また、体育館につきましては、災害発生時に避難所となることから、体育館利用者が支障なく利用できる場所に、多目的トイレ等を一つ以上整備することといたしました。

最後に、今後のトイレ整備の進め方でございますが、便器の老朽化等による修繕を行う際には、この指針に則りまして、便器の洋式化を行いたいと考えております。

また、学校施設の大規模改修を行う際には、この指針に則りまして、便器の洋式化及びトイレのバリアフリー化を行います。なお、和便器の数につきましては、大規模改修を実施する児童・生徒や教職員の意見、世間の便器の洋式化の傾向なども踏まえまして、この指針に反することがないように決定していきたいというふうに考えております。

また、バリアフリー化については、施設のバリアフリー化に関する最新の状況を踏まえて、指針に反することのないよう、その数やどのようなトイレにするかといったことを、決定していきたいと考えております。

以上、稲城市教育委員会の学校施設におけるトイレ整備指針を制定しましたことをご報告申し上げます。

私からは、以上でございます。

委員長 はい、ありがとうございました。

次に、学務課長事務取扱教育部長、お願いいたします。

学務課長事務  
取扱教育部長

平成28年度稲城市学校給食費決算報告書についてです。

表紙を1枚おめくり頂き、平成28年度稲城市学校給食費の決算報告書の表をご覧ください。平成26年の4月から、私費会計ということで学務課が給食費の事務を担当しております。25年度までは、学校給食課が事務処理を行ってきまして、これまでどおり、学校給食共同調理場運営委員会に決算報告を行い、監査もして頂きました。これまで、報告が漏れていたということで、大変恐縮でございますが、28年度分についてご報告をさせていただきたいと存じます。

表の決算報告書の表の下の部分ですが、28年度の収入総額については3億8,764万7,388円。支出総額については3億8,732万3,611円、残高が32万3,777円ということで、これは29年度への繰り越しという額になってございます。

詳細については、表をご覧ください。まずは収入でございます。給食費につきましては、本来納付いただくべき給食費が3億9,260万4,677円で、収入額は先ほど申し上げましたとおり3億8,764万7,388円、未納額が495万7,289円です。このうち、29年度、28年度については186万5,687円、30年度については27年度分と26年度分の2カ年の未納額を記載しております。302万6,535円、その他諸収入の中での講師等が6万5,068円です。債権消滅2年間ということで、枠外になりますが、26年度分147万3,028円については、この欠損額ということで計上させていただいておりますが、引き続き、未納額は請求することが可能でございますので、徴収努力を進めていくということで、ご報告させていただきたいと存じます。

支出につきましては、食材料費がほとんどでございます。3億8,703万901円で、かなりの額を占めております。子供たちにいろんな栄養のあるメニューを考える上で、予算も限られている中で、栄養士ないしは調理員、また学校給食課が努力をして、この額に収めていったということで、努力のたまものかなと思っております。

消費税も大きく、2,800万を超えています。10%になるとときには、また考えていかなければいけないと思っております。還付金29万2,710円については、転出や病気等で5日を超える日数を、給食の提供を受けない場合には稲城市立学校給食共同調理場の給食費に関する規則に基づき、還付するものでございます。これは11月15日に学校運営共同調理場運営委員会の監査の方に監査をいただいております。

28年度の学校給食費の決算については、以上の内容でございます。

委員長 はい、ありがとうございます。報告事項の説明が終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。

学務課長事務  
取扱教育部長

すみません、一つ漏れておりました。先ほど収入で講師等の6万5,068円が未納となっているという話をさせていただきましたが、講師の方は、学期ごとに請求をしているということで、どうしても3学期の分は、3月の中旬から末の請求になってしまうということで、締めの関係で未納等になってしまっておりますけれども、29年の4月以降に、この6万5,068円は収入をさせていただいているということを報告します。

以上でございます。申しわけございませんでした。

委員長 発言がプラスされました。講師分です。  
はい、今泉委員どうぞ。



今泉委員 給食に質問です。未納額ですが、未納してしまっているのは、児童・生徒でしょうか。

学務課長事務  
取扱教育部長

児童・生徒もいますが、給食を止めている先生方、事務職員の方もおります。教職員については督促等をさせていただいて、過年度の収入等が入ってきているということで、未納額がずっと続くということは、教職員はないのかなと考えております。

今泉委員

はい、ありがとうございました。

学校の先生方、教職員に関しては、しっかりといただきたいと思います。

委員長

ほかにはいかがでしょうか。

今泉委員

せっかくなので関連で。

委員長

どうぞ。

城所委員

未納額の関係で、過年度収入未済額のうち147万3,028円というのは、不納欠損額ということになっていますが、これはどういったことでしょうか。

学務課長事務  
取扱教育部長

一般債権は民法上2年で債権が消滅するとなっておりますので、この決算上は不納欠損にさせていただいております。ただし請求は引き続きしております。

ちょっと別件で、29年4月1日から給食の申し込み制になり、以前に規則改正をお願いをしたかと思いますが、暗黙の了解の中で、給食の提供、給食を食べるという行為は、一定の契約行為になっていると聞いております。保護者が申し込み、完全に意思表示を確定させていただき、未納の場合は法的措置、例えば仮差し押さえだとかを、根拠を持ってやれるよう29年の4月1日からしております。その場合は債権の消滅を延長させることができるというものもありますが、28年度については、その行為をしていないということなので、決算上は不納欠損ということで、引き続き請求をしていきたいと思っております。

城所委員

数字上の整理として、こういう形状になって、債権は存在成立をしているということですね。

学務課長事務  
取扱教育部長 法律上、民法上では、債権は消滅してしまっております。

今泉委員 わかりました。

委員長 はい、ありがとうございます。  
ほかにはいかがでしょうか。

城所委員 すみません。単純な質問でもう一ついいですか。

委員長 どうぞ。

城所委員 すみません。学校給食費の決算というのは、収入である給食費に対して、食材料費についての決算で光熱費、人件費などは全然入っていないということですか。

学務課長事務  
取扱教育部長 調理、人件費、光熱費は、公費負担です。

城所委員 わかりました。

委員長 ありがとうございます。

今泉委員 じゃあ、トイレ整備の関係でいいですか。

委員長 はい、どうぞ。

今泉委員 このトイレ整備指針が出たというのは、ある意味はっきりとした尺度ができたのかなと思いますが、これはいつから施行されて、いつまで続くのか、その辺はどうお考えでしょうか。

委員長 総務課長、お願いします。

教育総務課長 資料が、今、手元にないのですが、こちらは教育長決裁で既に制定させていただいており、制定しましたというご報告になります。  
期間は、何年間という決まりはなく、中長期的に指針に基づいて、整備していこうと考えております。

城 所 委 員     いいですか。

委 員 長       どうぞ。

城 所 委 員     今回の調査に当たっては、まだ洋式になっている割合は50%ぐらいという状況の中での調査ですよね。ということは、おのずから和式を使う機会というのは、今現在は多いわけですね。これは、今後、数字が変わってくるのではないかと予想されますが、それはどうお考えになりますか。

教育総務課長    城所委員がおっしゃったとおり、洋式が少ないので、和式を使っていると  
いったアンケート結果も出ていると思います。

男子より女子のほうが、和便器を比較的多く使っておりますが、和便器しかないといったこともあります。アンケートの女子の和便器設置希望を見て頂くとわかりますが、今後、和便の設置希望を見ると、比較的多いです。

ですので、仕方なく使っていても、やっぱり設置希望で使いたいということも多いようです。

城所委員がおっしゃったように、長い目で見て、今後、整備が進んでいって、洋便器ばかりになってきたら、この調査の回答も変わってくると考えて、男子と女子、同じような形で、ワンフロアに一カ所は残していく程度でいいじゃないかと考えました。

城 所 委 員     なるほどね。生活様式自体が、もう時代の流れ等で変わっており、果たしてこの数字がどうなのかなって、ちょっと私は首をかしげてしまいました。実態として、そういう数字が出ているのであれば、それはそれで、一つの指針の材料としては正しいんでしょうね。ありがとうございます。

委 員 長       ほかにはいかがでしょうか。

よろしいですか。

それでは、質疑がほかにならないようですので、以上で質疑を終結いたします。

以上で、議事日程は全て終了いたしました。

これにて閉会といたします。

(午前11時15分閉会)